

## よくある質問 Q&A

### 1. 対象経費の中に消費税や送料等は含まれますか？

→対象となります。ただし、家電等の処分費については対象外となります。

### 2. 購入時にクーポンや割引券を使用していた場合、どのようになりますか？

→クーポンや割引券、値引券、ポイントを使用していた場合は、値引後の金額が対象となります。なお、『前払式証票』に該当する商品券、ギフト券、QUOカード、プリペイドカード、電子マネー等により支払われた金額は補助対象となります。【例】商品価格 11,000 円（税込）→割引券（2割）・ポイント（600円分）使用後 8,200 円→商品券（5,000 円）使用後 3,200 円→現金 3,200 円で支払いといった場合は 8,200 円が補助対象額

### 3. 申請は分けて行うことはできますか？

→新生児1名につき1回限りとなり、また単年度（申請年度の4月1日～3月31日まで）でかかった費用のみとなります。

### 4. 県内他市で同様の補助金を受け取った場合、合計で補助上限額に到達するまでもらえますか？

→県内他市で同様の補助金を受け取っている場合は、対象外となります。

### 5. インターネットバンキングで購入した場合、領収書が発行されない。また、他のものと一括購入し、一括で支払ったため、判別がつかない場合がありますが、その場合は対象外になりますか？

→対象製品であることや支払金額が確認できないものは対象外とさせていただきます。

### 6. 出産前に購入した分は対象になりますか？

→母子手帳交付日以降であれば対象となります。

### 7. 省エネ家電の対象商品の確認方法は？

→資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」で確認してください。多段階評価点が2.0以上の製品が対象となります。

### 8. 育児・家事代行サービスの範囲はどこまでですか？

→ハウスクリーニングやベビーシッターを対象とし、ファミリーサポートセンター利用料、保育料、一時保育等の利用料は対象外となります。